

広島県告示第千百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十三年十二月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	三次市三次町字中所四五〇番一地从先から 三次市三次町字中所一七六番二地先まで	平成二十三年十二月一 五日